

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年9月27日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 都市整備課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年7月9日～平成25年7月22日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 修繕の経緯等を分かりやすくするため、現時点での備品台帳を整備し、正確な備品管理に努めること。	1. 除雪車等の車両については、国交省の様式に従い備品台帳を整備しているところであるが、単独購入分及び平成24年度に購入した除雪自動通報装置等のシステム関連についても、除雪車等の様式を参考にし、適正な管理ができるよう別に備品台帳の個票を整備した。